

厚生労働省記入欄	登録番号	
	登録年月日	

収入印紙欄 (収入印紙は消印しないで下さい)
---------------------------

様式第一号(第一条の三関係)

### 作業療法士免許申請書

平成 令和	年	月	施行第	回	作業療法士国家試験合格	受験地	受験番号	受験地コード
----------	---	---	-----	---	-------------	-----	------	--------

(理学療法士及び作業療法士法附則第2項の規定により免許を受けようとする者にあつては、免許を得た国名及び年月日並びにその免許の種類)

- 1～5の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。
- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)  
有・無 \_\_\_\_\_
  - 作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)  
有・無 \_\_\_\_\_
  - 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)  
有・無 \_\_\_\_\_
  - 旧姓併記の希望の有無。  
有・無 \_\_\_\_\_
  - 過去に作業療法士免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)  
有・無 \_\_\_\_\_

上記により、作業療法士免許を申請します。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

本籍 (国籍)	都道府県
住所	〒 都道府県
電話	( )
ふりがな	(氏) (名)
氏名	(旧姓)
通称名	
生年月日	昭和 平成 西暦
	年 月 日

性別	男
	女

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県コード	

# 作業療法士免許申請手続

有資格者として業務を行うためには、免許申請を行い、厚生労働省で管理する有資格者の名簿に登録されることが必要です。国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。

※免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書で確認してください。

## I 免許申請に必要な書類について

- (1) 免許申請書（所定の用紙を使用してください。）
- (2) 診断書（所定の診断書を使用し、発行の日から1ヶ月以内のものを添付してください。）  
※障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付(様式不問)も可(提出は任意)。
- (3) 住民票の写し（本籍（外国籍の方は国籍）が記載されかつ、個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）または戸籍抄（謄）本  
※コピー不可（発行の日から6ヶ月以内のものを添付してください。）  
※出願後の本籍又は氏名の変更の有無が有の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。  
なお、外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付してください。
  - ・短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
  - ・中長期在留者、特別永住者：住民票の写し
- (4) 登録免許税納付のための9,000円分の収入印紙（収入印紙は申請書の収入印紙欄に貼ってください。）
- (5) 登録済証明書用はがき（希望される方のみ。詳細については下記IVを参照してください。）

## II 免許申請書の書き方について

- (1) 該当する不動文字を○で囲み、数字は右側につめて記入してください。例「

1	3
---	---

」
- (2) 生年月日については、日本国籍の方は元号で、外国籍の方は西暦で記入してください。
- (3) 氏名欄は住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。  
住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本に記載されている文字で登録を行います。
- (4) 戸籍抄（謄）本によって氏名の変更経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合は、旧姓欄に記入してください。
- (5) 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の方で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入してください。
- (6) 外国籍の方で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。（選択しなかった文字を通称名として記載することは不可。）
- (7) 申請年月日については、下線の左側に必ず元号を記入してください。

## III 免許申請書の提出方法について

上から、免許申請書、診断書、住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本の順にそろえ、右上部のホチキス位置で留め、住所地を管轄する保健所に提出してください。

## IV 登録済証明書について

免許登録後、免許証が申請者に届くまで2～3ヶ月程度要するので、希望に応じて登録済証明書を発行します。（登録日から一両日中に発行されます。）就職先で求められることがありますので、必要の有無を確認してください。なお、免許申請後に登録済証明書の発行を希望された場合、対応できないことがありますのでご注意ください。

- (1) 所定の登録済証明書用はがきを使用すること。
- (2) 裏面は氏名欄のみ記入すること。
- (3) 必ず63円分の切手を貼付すること。（お急ぎの場合は、通常の切手分に加え速達（290円）分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。）
- (4) 表面は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- (5) 診断書裏面にクリップで留めて提出すること。